



今週(土)15日JR川崎駅前で定例の宣伝行動 分会は運動の原点に立って必ず参加しよう

神奈川県南支部は9月15日(土)に定例宣伝・署名行動をJR川崎駅東口で実施します。各分会には毎回この行動への参加を呼びかけていますが、これまでに支部の執行委員以外で参加した組合員は極めてわずかで、行動が支部の執行委員任せになりつつあります。

しかし、労働組合活動を支部の執行委員任せにして運動を縮小させることは、結局は分会・班の力を低下させて自らの要求実現の妨げになることは明らかです。

労働組合運動の基本・原点は、全組合員が参加する運動です。15日の行動には必ず各分会からの行動参加を実現させましょう。

参加者は午前10時に神奈川県南支部の事務所に集合して宣伝の準備からはじめるか、JR川崎駅東口の地下街アゼリア前に10時30分頃に集合してください。

神奈川県南支部4大署名の取組み強化を！

推進ニュースの前号④⑤で呼びかけた支部・秋季年末闘争の4大署名9月11日時点の到達点は下表のとおりです。全分会・組合員の取組みを強化しましょう。

神奈川県南支部4大署名到達点 <2018年9月11日時点>

署名種類	組織名	内外液輸	福岡運輸	田中製菓	イワサワ	中日臨海	高橋運輸	扶桑運輸	三昭運輸	ギオン	東進産業	日酸運輸	エーライン	三浦観光バス	合同分会	味の素班	県南支部	地方地域部会他	合計	集計日
核兵器廃絶を 求める署名		29	5	61	3		9	7	30	3	10				33		51	5	246	8月29日
		29	5	61	3		9	7	30	3	10				33		51	5	246	9月11日
9条改憲NO! 3000万署名		20		5	5	10	22	11	20						40		21		154	8月29日
		20		5	5	10	22	11	20						45		21		159	9月11日
味の素物流の 畠野さん署名		22		3	1	3	8	3	27	3	3				5	33		52	163	8月29日
		29		3	1	3	8	18	30	3	3				8	34		330	470	9月11日
三昭運輸分会 団体署名				1											2		1	4	8	9月3日
				1											2		1	6	10	9月11日
三昭運輸分会 個人署名				5											10			29	44	9月3日
				5											10			31	46	9月11日

神奈川県労働委員会 御中

平成29年(不)第34号三昭運輸事件の 早期救済命令を求める要請書

貴会の日頃のご活躍に衷心より敬意を表します。

標記の事件は、(株)三昭運輸（以下、会社という）が2013年に社会保険労務士を団体交渉委員に加えて以降、社会保険労務士が主導する団体交渉が常態化し、分会の要求をことごとく否定するのみならず、やがては団体交渉そのものを「留保する」（事実上の団交拒否）に至ったことに端を発するものです。この会社の姿勢に対し建交労神奈川県本部及び神奈川県南支部は、三昭運輸分会の意向も尊重し、会社の不誠実な対応を改めるよう粘り強い説得を続けました。

2017年3月には団体交渉ルールの確立を求めて貴会での斡旋も試みましたが、会社は貴会による労使関係の正常化に向けた丁寧な説得や和解案をすべて拒否し「例え不当労働行為で訴えられても和解を受け入れることはできない」との態度に終始したため、貴会での斡旋は同年4月20日不調に終わりました。その際に貴会は、会社に対し「斡旋の不調や組合側が会社側を不当労働行為で訴えた場合でも、それ等を理由に団体交渉を拒否することはできません。それは不当労働行為にあたります。」と、嚴重注意を申渡しています。

しかし、その後も会社は団体交渉の議題などを制限あるいは拒否するなどして団体交渉の開催を困難にしたり、ようやく開催した団体交渉では社会保険労務士や行政書士による非弁行為を含めて不誠実な対応を改めていません。

貴会に於いては、こうした会社の不誠実な態度を改めさせ一日も早く正常な労使関係を確立するため、救済申立の請求内容である、①団体交渉の誠実な履行、②組合事務所の継続使用をはじめ、③未払一時金の早期支給、④謝罪文の掲示などを含めて全面的な救済命令を早期に行って頂くよう強く要請致します。

2018年 月 日

住 所 _____

団体名 _____

Ⓔ

代表者 _____

Ⓔ

取り扱い団体

全日本建設交運一般労働組合（建交労） 神奈川県南支部

〒169-0073 川崎市川崎区砂子2-8-1 シャンボール川崎砂子706号

※この署名は、この目的以外では使用いたしません。

神奈川県労働委員会 御中

平成29年(不)第34号三昭運輸事件の 早期救済命令を求める要請書

貴会の日頃のご活躍に衷心より敬意を表します。

標記の事件は、(株)三昭運輸（以下、会社という）が2013年に社会保険労務士を団体交渉委員に加えて以降、社会保険労務士が主導する団体交渉が常態化し、分会の要求をことごとく否定するのみならず、やがては団体交渉そのものを「留保する」（事実上の団交拒否）に至ったことに端を発するものです。この会社の姿勢に対し建交労神奈川県本部及び神奈川県南支部は、三昭運輸分会の意向も尊重し、会社の不誠実な対応を改めるよう粘り強い説得を続けました。

2017年3月には団体交渉ルールの確立を求めて貴会での斡旋も試みましたが、会社は貴会による労使関係の正常化に向けた丁寧な説得や和解案をすべて拒否し「例え不当労働行為で訴えられても和解を受け入れることはできない」との態度に終始したため、貴会での斡旋は同年4月20日不調に終わりました。その際に貴会は、会社に対し「斡旋の不調や組合側が会社側を不当労働行為で訴えた場合でも、それ等を理由に団体交渉を拒否することはできません。それは不当労働行為にあたります。」と、嚴重注意を申渡しています。

しかし、その後も会社は団体交渉の議題などを制限あるいは拒否するなどして団体交渉の開催を困難にしたり、ようやく開催した団体交渉では社会保険労務士や行政書士による非弁行為を含めて不誠実な対応を改めていません。

貴会に於いては、こうした会社の不誠実な態度を改めさせ一日も早く正常な労使関係を確立するため、救済申立の請求内容である、①団体交渉の誠実な履行、②組合事務所の継続使用をはじめ、③未払一時金の早期支給、④謝罪文の掲示などを含めて全面的な救済命令を早期に行って頂くよう強く要請致します。

2018年 月 日

名 前	住 所	サイン

取り扱い団体

全日本建設交運一般労働組合（建交労） 神奈川県南支部

〒169-0073 川崎市川崎区砂子2-8-1 シャンボール川崎砂子706号

※この署名は、この目的以外では使用いたしません。

味の素株式会社
代表取締役・取締役社長・最高経営責任者
西井 孝明 様

味の素物流株式会社
代表取締役社長
田中 宏幸 様

2018年 月 日

畠野由美子さんの運転手への復職を求める署名

味の素物流株式会社（前関東エース物流(株)）のトラック運転手として約7年間勤務してきた畠野由美子さんは、事故を起こしたことを理由に昨年（2017年）12月に運転手の仕事を降ろされ、それまでまったく経験のない事務職に移されました。

その結果、畠野さんの月額収入は約6万円も減少して生活が困窮しているとともに、元々はトラック運転手を希望して採用された畠野さんが、慣れない事務職を約半年間も続けるなかでストレスが溜まり精神的にも追い詰められてきています。畠野さんは、こうした状況から開放されるために一日も早く運転業務に戻りたいと願っています。

会社が畠野さんをトラック運転手から下ろした理由とする「油漏れ事故」の背景には、昼食休憩も取れない過酷な業務を強いられたことによる可能性が高く、また、帰宅途中の交通事故は畠野さんの不注意が原因とは言え、法的な処罰もなく会社に損害はありませんでした。

それまでの畠野さんは、関東エースのトラック運転手として何ら問題もなく業務を遂行してきた真面目な従業員であり、今後もトラック運転手として会社に貢献できる人材です。

私たちは、その畠野さんを一日も早くトラック運転手に復職させることを強く求めます。

わたくしは上記の目的に賛同して署名します。

氏名	住所	サイン

取り扱い団体

全日本建設交運一般労働組合（建交労） 神奈川県南支部
〒169-0073 川崎市川崎区砂子2-8-1 シャンボール川崎砂子706号

※この署名は、この目的以外では使用いたしません。